

官報号外

昭和六十三年四月十五日

○第一百十二回 衆議院会議録 第十六号

昭和六十三年四月十五日(金曜日)

午後二時一分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

議事日程 第十五号

昭和六十三年四月十五日

午後二時開議

第一 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) お詫びいたします。この際、
部を改正する法律案が付されました。この際、
議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御
議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

葉梨信行君から、四月二十日から二十八日まで
九日間、北川石松君から、四月二十一日から五月
二日まで十一日間、右いずれも海外旅行のため、
請假の申し出があります。これを許可するに御異
議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 議員請假の件につきお詫り
いたします。

よって、いずれも許可するに決しました。

君。

○議長(原健三郎君) 日程第一 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、放送法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。遞信委員長塚原俊平君。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案及び
放送局の免許の申請及び有効期間について改正
しようとするものであります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託され、三月二十四日中山郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十三日及び十四日質疑を行い、昨十四日質疑を終了、討論、採決の結果、本案は

よって、日程は追加されました。

〔塚原俊平君登壇〕

○塚原俊平君 ただいま議題となりました放送法
及び電波法の一部を改正する法律案について、通
信委員会における審査の経過及び結果を御報告申
し上げます。

本案は、放送の健全な発達を図るために、放送の
計画的普及を目的とする制度を設けるとともに、
放送局の免許に関する規定を整備する等放送に関
する法制の整備を行おうとするもので、その主な
内容は次のとおりであります。

まず、放送法の一部改正については、

第一に、郵政大臣は、放送普及基本計画を定
め、これに基づき必要な措置を講ずることとする

こと。

第二に、テレビジョン放送については、放送番
組の相互の間の調和を保つようにならなければなら
ないこととするなど、

第三に、日本放送協会について、その目的に國
際放送を行うことを明らかにするとともに、協会
の業務を見直すこととし、また、理事及び監
事の任期を二年とすること、

第四に、有料放送を行う一般放送事業者は、料
金等について契約約款を定め、郵政大臣の認可を
受けなければならないこととするこ

とです。

次に、電波法の一部改正については、

放送局の免許の申請及び有効期間について改正
しようとするものであります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託さ
れ、三月二十四日中山郵政大臣から提案理由の説
明を聴取し、四月十三日及び十四日質疑を行い、

昨十四日質疑を終了、討論、採決の結果、本案は

同報告書

〔本号末尾に掲載〕

賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、本案の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長稻垣実男君。

【稻垣実男君登壇】

国民健康保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

【本号末尾に掲載】

【稲垣実男君登壇】

○稲垣実男君 ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、厚生大臣が指定する医療給付費等が著し

く多額となると見込まれる市町村に安定化計画を作成させ、その計画の達成のために、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずるとともに、昭和六十三年度及び昭和六十四年度における保険財政の基盤の安定のための措置等を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、指定市町村は、安定化計画を定めるとともに、他の保険者等と連携を図りつつ、安定化計画に従い、給付費等の適正化等運営の安定化のための措置を講ずること。

第二に、安定化計画の実施状況を踏まえ、指定市町村の給付費等が特別の事情を勘案してもなお年齢構成等をもとに定める基準を超える場合、その超える給付費等の一定部分について、国、都道府県及び市町村はそれぞれ六分の一ずつ負担すること。

第三に、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、市町村は、保険料の軽減相当額を基礎として算定した額を一般会計から繰り入れることとし、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一をそれぞれ負担するとともに、国民健康保険団体連合会に対し、国及び都道府県は、高額医療費共同事業に対する費用の一部を補助することができること。

第四に、被保険者資格証明書の交付を受けている場合の療養について、社会保険診療の扱いとすること、その他老人保健医療費提出金に係る国庫負担率を調整する等所要の改正を行うこと

あります。

本案は、去る三月二十二日の本会議において趣旨の説明が行われ、同日付託となり、三月二十四日に藤本厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、

三月三十一日質疑に入り、四月五日に参考人から意見を聴取し、四月十三日に地方行政委員会と連合審査会を行い、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日について修正案が提出され、討論を行い、採決の結果、本案は修正案のとおり多數をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○中村靖君 ただいま議題となりました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、児童生徒急増地域にある公立小中学校の校舎の新・増築費について国の負担割合を三分の二とする特例措置を引き続き昭和六十七年度まで継続しようとするものであります。

ただし、国の特例的補助率をさ上げについて

は、昭和六十三年度までの暫定措置として補助率の引き下げが行われていることを考慮し、昭和六十三年度にあっては十分の五・五としております。

本案は、去る二月三日本委員会に付託され、四月一日中島文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十三日及び本十五日の両日質疑を行い、

本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党北川正恭君外一名から、本案の施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出され、

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長中村靖君。

○議長(原健三郎君) 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案及び同報告書

【本号末尾に掲載】

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はないませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

また、日本共産党・革新共同の山原健一郎君外二名から、国の負担割合の特例措置の完全実施を内容とする修正案が提出されました。

なお、山原健二郎君外一名提出の修正案について内閣の意見を聽取いたしましたところ、中島文部大臣から、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決に入り、山原健二郎君外一名提出の修正案は賛成少数をもつて否決し、北川正恭君外一名提出の修正案及び修正部分を除く原案はいざれも全会一致をもつて可決し、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案は
委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

出席國務大臣

文部大臣 中島源太郎君
厚生大臣 藤本孝雄君

農林水産大臣 佐藤 隆君
郵政大臣 中山 正暉君

○朗読を省略した議長の報告
(政府委員承認)
一、二十四日、原議長は、竹下内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

一、昨日十四日、竹下内閣総理大臣から原議長あ
て、十四日議長において承認した藤森昭一を、
同日第百十二回国会政府委員に任命した旨の通

(政治家名鑑)

一、昨十四日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、第百十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

受領した
記

(常任委員辞任及び補欠選任)	官職名	異動前	異動後	官職名	異動
長官内庁次	氏名			年月日	
山本悟	侍従長昭三・三				

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任
宮里 松正君
大出 穂君
上原 成彬君
康助君
補欠

大藏委員	中山 上原	成彬君 康助君	宮里 松正君
辭任	早川 伊藤	勝君 忠治君	早川 伊藤
文教委員	古賀	正浩君	忠治君
社會勞働委員	辭任	正浩君	忠治君
辭任	大野 木村 近藤 伊藤 大原 井出 北村 谷垣 奥野 金子 一雄君 直人君 谷垣 権一君 権一君 亨君 正一君 亨君 一雄君 一雄君 明君 伊藤 忠治君 亨君	明君 義雄君 鉄雄君 忠治君 亨君 忠治君 一雄君 みつ君 みつ君 みつ君 忠治君 明君 伊藤 忠治君 亨君	補欠
商工委員	辭任	石渡 海部 佐藤 中山 大野 木村 近藤 木村 義雄君	照久君 梶樹君 俊樹君 太郎君 民輔君 信二君 信二君 太郎君 俊樹君 信二君
補欠	木村 義雄君	木村 義雄君	木村 義雄君
	木村 義雄君	木村 義雄君	木村 義雄君

（議案付託）	辯任	補欠
一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	園田 博之君 宮崎 茂一君 伊藤 忠治君 江口 一雄君 小川 元君 早川 勝君 園田 博之君 宮崎 茂二君 伊藤 忠治君 江口 一雄君	江口 一雄君 小川 元君 早川 勝君 園田 博之君 宮崎 茂二君 伊藤 忠治君 江口 一雄君
提出第一二号)	科学技術委員会	環境委員会
	予算委員会	予算委員会
	辯任	辯任
	上原 みつ君 大原 亨君 小澤 克介君 大原 みつ君 亨君 上原 利正君 上原 利正君	上原 みつ君 大原 亨君 小澤 克介君 大原 亨君 上原 利正君 上原 利正君
	補欠	補欠
	大出 傑君 上原 康助君 大出 傑君 上原 康助君	大出 傑君 上原 康助君 大出 傑君 上原 康助君
	辯任	辯任
	江口 一雄君 川崎 二郎君 金子 一義君 園田 博之君	江口 一雄君 川崎 二郎君 金子 一義君 園田 博之君
	補欠	補欠
	園田 博之君 川崎 二郎君 江口 一雄君	園田 博之君 川崎 二郎君 江口 一雄君

昭和六十三年四月十五日 衆議院会議録第十六号

朗読を省略した議長の報告 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(参議院回付) 放送法及び電波法の一部を改正 六三〇

原子爆弾被爆者等援護法案(田口健一君外十一
名提出、衆法第七号)

港湾労働法案(内閣提出第三二六号)

以上二件 社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、昨十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

半島振興法の一部を改正する法律案

一、昨十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

半島振興法の一部を改正する法律案

一、昨十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案

森林開発公団法の一部を改正する法律案

一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

半島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

原子爆弾被爆者等援護法案(田口健一君外十一
名提出)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(参議院回付)

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和六十三年四月十五日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健二郎殿

(修正に係る本文を掲ぐ。)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

事業者(第五十一条第一項)を「第三

章の二 一般放送事業者(第五十一条第一項)」に改める。

第一条第二号の二の次に次の四号を加える。

二、三 「中波放送」とは、五百一十六・五キロヘルツから千六百六・五キロヘルツまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送をいう。

二の四 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重複して行う放送でないものをいう。

二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。

二の六 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送をいう。

二の七 「目的として開設する」を「をする」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の八 「放送事業者」とは、電波法(昭和二十一年法律第百三十一号)の規定により放送局の免許を受けた者をいう。

二の九 「一般放送事業者」とは、日本放送協会(以下「協会」という。)及び放送大学学園(以下「学園」という。)以外の放送事業者をいう。

第二条の次に次の二条及び章名を加える。

(放送普及基本計画)

第二条の二 郵政大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るために、放送普及基本計

画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

一 放送を国民に最大限に普及させるための指針、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るために基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又は一般放送事業者の放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の郵政省令で定める放送の区分」との同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(以下「放送対象地域」という。)

三 放送対象地域との放送番組の放送に受信できることのできる放送局の総体をいう。)の数の目標

三 放送普及基本計画は、第九条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法

第七条第三項の放送用割当可能周波数、放送に關する技術の発達及び需要の動向、地域の

自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事項を勘案して定める。

- 4 郵政大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、放送普及基本計画を変更することができる。
- 5 郵政大臣は、放送普及基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- 6 放送事業者は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。
- 第一章の二 放送番組の編集等に関する通則
- 第三条の次に次の四条を加える。
- (国内放送の放送番組の編集等)
- 第三条の一 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。
- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないすること。
- 四 意見が対立している問題については、でべきるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 2 放送事業者は、テレビジョン放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娛樂番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。
- 3 放送事業者は、教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その

- 放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにならなければならぬ。
- 4 テレビジョン放送及びテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重複して行う多重放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにならなければならない。
- (番組基準)
- 第三条の三 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。
- 2 放送事業者は、国内放送について前項の規定により番組基準を定めた場合には、郵政省令で定めるところにより、その概要を公示しなければならない。
- 3 放送事業者は、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。
- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るために必要な事項を審議する。

- 放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにならなければならぬ。
- 4 テレビジョン放送及びテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重複して行う多重放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにならなければならない。
- 5 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるために審議機関の機能の活用に努めるとともに、審議機関が第二項の規定により諸問題に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、郵政省令で定めるところにより、その概要を公示しなければならない。

- 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諸問題に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
- 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諸問題に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、審議機関からのお問い合わせに対する回答又は意見を放送番組に反映させるために役立つ放送をするようにしなければならない。
- 第六条の一 放送事業者は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他のによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するため役立つ放送をするようにしなければならない。

- 第七条中「日本放送協会(以下単に「協会」といいう。)」を「協会」に、「放送」を「豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行ふ、あわせて国際放送」に改める。
- 第九条第一項第一号を次のように改める。
- 第一次に掲げる放送による国内放送を行うこと。
- 2 放送事業者は、前二条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事業者としての放送又は臨時かつ一時の目的(郵政省令で定めるものに限る。)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。
- 第四条第一項中「(電波法(昭和二十五年法律第百三十一条)」の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)」を削り、「取消」を「取消し」に改める。
- 第五条を次のよう改める。
- (放送番組審議機関)
- 第三条の四 放送事業者は、放送番組の適正を図るために、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。
- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るために必要な事項を審議する。

- るほか、これに關し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
- 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諸問題に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、審議機関からのお問い合わせに対する回答又は意見を放送番組に反映させるために役立つ放送をするようにしなければならない。
- 第六条の一 放送事業者は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他のによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するため役立つ放送をするようにしなければならない。
- 第七条中「日本放送協会(以下単に「協会」といいう。)」を「協会」に、「放送」を「豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行ふ、あわせて国際放送」に改める。
- 第九条第一項第一号を次のように改める。
- 第一次に掲げる放送による国内放送を行うこと。
- 2 放送事業者は、前二条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事業者としての放送又は臨時かつ一時の目的(郵政省令で定めるものに限る。)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。
- 第四条第一項中「(電波法(昭和二十五年法律第百三十一条)」の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)」を削り、「取消」を「取消し」に改める。
- 第五条を次のよう改める。
- (放送内容についての事後措置)
- 第三条の四 放送事業者は、放送番組の適正を図るために、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。
- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るために必要な事項を審議する。

- り、放送番組の内容を放送後において審議機関又は前条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が確認することができるようになればならない。
- 第一章の二中第六条の次に次の二条を加える。
- (災害の場合の放送)
- 第六条の一 放送事業者は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他のによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するため役立つ放送をするようにしなければならない。
- 第七条中「日本放送協会(以下単に「協会」といいう。)」を「協会」に、「放送」を「豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行ふ、あわせて国際放送」に改める。
- 第九条第一項第一号を次のように改める。
- 第一次に掲げる放送による国内放送を行うこと。
- 2 放送事業者は、前二条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事業者としての放送又は臨時かつ一時の目的(郵政省令で定めるものに限る。)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。
- 第四条第一項中「(電波法(昭和二十五年法律第百三十一条)」の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)」を削り、「取消」を「取消し」に改める。
- 第五条を次のよう改める。
- (放送内容についての事後措置)
- 第三条の四 放送事業者は、放送番組の適正を図るために、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。
- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るために必要な事項を審議する。

(3) テレビジョン文字多重放送(文字、

図形又は信号を送るテレビジョン多重放送をいう。)

第九条第一項に次の二号を加える。

三 國際放送を行うこと。

第九条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 前項第三号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおいて、当該外

国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。

二 前項の業務に附帯する業務を行うこと。

第九条第二項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「放送大学学園(以下「学園」といいう。若しくは第五十一条に規定する)一般放送事業者の用に供し、又は」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、第十号を削り、同項第十一号中「に關し特に必要と認められる業務で郵政大臣の認可を受けたもの」を「に特に必要な業務」に改め、同号を同項第六号とし、同条中第七項を削り、第六項を第九項とし、同条第五項中「協会の他の」を「同項及び第二項の」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他郵政省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

8 協会は、第二項第六号又は第三項の業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第九条第四項中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」とし、「当つては」を「当たつては」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 協会の保有する施設又は設備(協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したもの含む。)を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二 委託により、放送番組等を作成する業務

その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

第九条の二を削り、第九条の三中「その業務」を「前条第一項又は第二項の業務」に、「協会の」を「前条第一項及び第二項の」に改め、同条を第九条の二とする。

第十四条中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第三条の三第一項に規定する番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画

第十四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 土地の信託

第二十三条第三項中「会長」の下に「及び監事」を加える。

第二十六条第四項中「監査し、その監査の結果を經營委員会に報告する」を「監査する」に改め、同条に次の二項を加える。

5 監事は、前項の規定による監査の結果を経営委員会に報告するものとする。

第二十八条第一項を次のように改める。

会長及び副会長の任期は三年、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十二条第一項ただし書中「テレビジョン放送に該当しないもの及び超短波文字多重放送をいう。」を「、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。」若しくは多重放送に改める。

第三十三条第二項を次のように改める。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

第三十四条第二項を次のように改める。

3 第三条第一項中「当つては」を「当たつては」に改め、同項第一号中「よい」を「良い」に改め、同項第三号中「わが國」を「我が国」に、「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

第四十四条の見出し中「国内放送の」を削り、同条第一項中「当つては」を「当たつては」に改め、同項第一号中「よい」を「良い」に改め、同項第三号中「わが國」を「我が国」に、「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第三条の二第二項の規定は、協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について準用する。

3 第九条第七項の規定は、前項の協定に準用する。この場合において、同条第七項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項中「作成し」の下に「、これに監事の意見書を添え」を加え、同条第二項中「附し」を「付すとともに同項の監事の意見書を添え」に改め、同条に次の二項を加える。

8 協会は、第一項の規定により作成した業務報告書を各事務所に備えて置かなければならぬ。

第三十九条の見出しを「(支出の制限等)」に改め、同条中「及び第二項並びに第九条の二」を「から第三項まで」に改め、同条に次の二項を加える。

「から第三項まで」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二項の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

2 協会は、第九条第三項の業務に係る經理については、その他の經理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第三十九条の見出しを「(支出の制限等)」に改め、同条中「及び第二項並びに第九条の二」を「から第三項まで」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二項の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

するともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。

第四十四条第五項及び第六項並びに第四十四条の二を削る。

第四十四条の三の前の見出し中「国内放送の」を削り、同条第一項中「国内放送の放送番組の適正を図るため」を「第三条の四第一項の審議機関として、国内放送に係る」に改め、「地方審議会」という。」の下に「並びに国際放送に係る国際放送番組審議会（以下「国際審議会」といふ。）を加え、同条第二項及び第四項を削り、同条第五項中「七人以上」の下に「国際審議会は委員十人以上」を加え、同項を同条第三項とし、同条第六項中「中央審議会」の下に「及び国際審議会」を加え、同項を同条第四項とし、同条第七項を第五項とし、同条に次の三項を加え、同条を第四十四条の二とする。

6 第三条の四第二項の規定により協会の諸問題に応じて審議する事項は、中央審議会にあつては国内放送に係る同条第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るものの、地方審議会にあつては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送に係る第三条の四第三項に規定するもの及び国際放送の放送番組に係るものとする。

7 協会は、第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。

8 第三条の四第一項の規定により協会に対しても意見述べることができる事項は、中央審

議会及び地方審議会にあつては国内放送の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送の放送番組に係るものとする。

第四十四条の四から第四十四条の七まで及び第四十五条の二を削る。

第四十七条第二項ただし書中「第九条第二項第八号」を「第九条第二項第四号又は第三項第一号」に改める。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

第四十九条の二及び第四十九条の三を削る。

第五十条の二を次のように改める。

（放送番組の編集等）

第四十八条及び第四十九条 削除

第五十条の二 第三条の二第二項及び第四項、第三条の三、第三条の四及び第六条の二の規定は、学園には、適用しない。

第五十一条の二 一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようしなければならない。

第五十二条の二 一般放送事業者は、契約料金以外の提供条件により有料放送の役務を提供してはならない。

第五十三条及び第五十四条の二を次のように改める。

第五十四条の二 第四十三条及び第四十六条の規定は、学園に準用する。

第五十五条及び第五十六条の二を次のように改める。

（放送番組審議機関）

第五十五条 一般放送事業者の審議機関は、委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、郵政省令で定める七人未満の員数）以上をもつて組織する。

2 一般放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該一般放送事業者が委嘱する。

3 一の一般放送事業者の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下この項において單に「放送区域」として意見述べることができる事項は、中央審

いう。）と他の一般放送事業者の放送区域とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域の三分の二以上に当たるとき、又はその重複する部分の放送区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域内の人口の三分の一以上に当たるときは、これら的一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当なものであること。

二 有料放送事業者及びその受信者（有料放送事業者との間に有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。第五十二条の七において同じ。）の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

三 特定の者に対し不當な差別的取扱いをするものでないこと。

4 有料放送事業者は、第一項の認可を受けた契約料金以外の提供条件により有料放送の役務を提供してはならない。

第五十六条の四 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することはできないようにして行われる放送をいう。以下同じ）を行つ一般放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約料金を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約料金を変更しようとするときは、

第五十七条の六 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、その有料放送の役務の提供を拒んではならない。

第五十二条の七 郵政大臣は、有料放送の役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、第五十二条の四第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

第五十三条を削り、第五十三条の二を第五十一条とする。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 雜則

(資料の提出等)

第五十三条の二 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

第五十三条の三 郵政大臣は、多重放送の普及に資するため、郵政省令で定めるところにより、協会又は超短波放送若しくはテレビジョン放送を行つて一般放送事業者に対し、その超短波放送又はテレビジョン放送の放送設備を多重放送の用に供するための計画(放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む。)の策定及びその提出を求めることができる。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の四 郵政大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。

一 第二条の二第一項又は第四項の規定により放送普及基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 第九条第七項(第三十三条第三項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第九条の二(宇宙開発事業団等への出資の認可)、第十一条第二項(定款変更の認可)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送実施の命令)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十三条第一項(第五十条の二第二項において準用する場合を含む。)(放送設備の譲渡等の認可)、第五十二条の四第一項(有料放送の役務の契約約款の認可)又は第五十二条の七(有料放送の役務の契約約款の変更認可申請命令)の規定による処分をしようとするとき。

三 第三十七条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して意見を付けようとするとき。

前項各号の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

(勧告)

第五十三条の五 電波監理審議会は、前条第一項各号の事項その他放送の規律に關し、郵政大臣に対し必要な勧告をすることができる。

2 郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

(異議申立て及び訴訟)

第五十三条の六 電波法第七章及び第一百五十五条の規定は、この法律の規定による郵政大臣の処分についての異議申立て及び訴訟について準用する。

第五十四条第四項中「賄る」を「わいろ」と、「申込」を「申込み」に、「二十五万円」を「百万円」に改める。

第五十五条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「及び第二項並びに第九条の二第二項において準用する場合を含む。」を「から第三項まで及び第一項及び第二項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)」を「から第三項まで及び第三十三条第二項」に改め、同条第一号中「第九条の二第二項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十二条の二」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第五十九条中「四十九条の二(第五十条の二第一項)」を「第五十条の二第二項」に、「一千万円」を「十千万円」に改める。

第五十八条中「基く」を「基づく」に、「第五十条の二第一項」を「第五十条の二第二項」に、「一千万円」を「十千万円」に改める。

第五十九条中「第五十二条の二」に、「一万円」を「十萬円」に改める。

第五十九条中「第三十三条第三項において準用する場合を含む。」を「第五十二条の二」に、「一千万円」を「十萬円」に改める。

第五十六条の三 第五十二条の四第四項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者は、十萬円以下の罰金に処する。

第五十七条第一項中「前条」を「前二条」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「同条」を「各本条」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第五十条第二項」に改める。

第五十八条中「基く」を「基づく」に、「第五十条の二第一項」を「第五十条の二第二項」に、「一千万円」を「十萬円」に改める。

第五十九条中「第三十三条第三項において準用する場合を含む。」を「第五十二条の二」に、「一千万円」を「十萬円」に改める。

要な事項を定める計画をいう。以下同じ。」

に基づき、周波数の割当が可能であること。

三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

四 前二号に掲げるもののほか、郵政省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基本に合致する」と。

放送用周波数使用計画は、放送法第二条の一項の放送普及基本計画に定める同条第一項第三号の放送系の数の目標(次項において「放送系の数の目標」という)の達成に資することとなるよう、第一二六条の規定により作成された表示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの(次項において「放送用割当可能周波数」という)の範囲内で、混信の防止その他の電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して定めるものとする。

五 郵政大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものと認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。

六 郵政大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第八条第一項中「同条第一項各号」の下に「第八条第一項中「同条第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加える。

第九条第三項中「きたす」を「来す」に、「且つ」を「かつ」に改め、「第七条第一項第一号」の下に

「又は第二項第一号」を加える。

第十三条第一項中「(放送を目的とする無線局について)は、三年)をこえない」を「を超えない」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十三条の二中「第九条第一項第一号ロ」を号への「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送(同条第二号の五の「テレビジョン放送」)」に、「同号ニ」を「同条第一号の六」に改める。

第九十九条の二中「処分並びに」の下に「放送法」を加える。

第九十九条の二中「処分並びに」の下に「放送同条第二号の五の「テレビジョン放送」」に、「同号ニ」を「同条第一号の六」に改める。

第十九条の二中「処分並びに」の下に「放送法」を加える。

同条第二号の五の「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送(同条第二号の五の「テレビジョン放送」)」に、「同号ニ」を「同条第一号の六」に改める。

(修理業務に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の放送法(以下「旧法」という)第九条第一項の規定に基づき

この法律の施行前に日本放送協会(以下「協会」という)が委託を受けた同項第十号の業務については、なお従前の例による。

(役員の任期に関する経過措置)

第三条 第二十八条第一項の改正規定の施行の際現に協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(役員の任期に関する経過措置)

第三条 第二十八条第一項の改正規定の施行の際現に協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(業務報告書等の提出に関する経過措置)

第四条 協会の昭和六十二年四月に始まる事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については、第一条の規定による改正後の放送法(以下「新法」という)第三十八条及び第四十条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(旧法等の規定に基づく処分等の効力)

第五条 この法律の施行前に、旧法又は第二条の規定による改正前の電波法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法又は第二条の規定による改正後の電波法(以下「新法等」という)中にこれに相当する規定があるときは、新法等の規定によりしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

第七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

4 放送法第三条の四第二項から第四項まで並びに第五十一条第一項及び第二項の規定は、

審議機関について準用する。この場合において、同法第三条の四第二項中「放送事業者の

諸間に応じ、放送番組の適正を図るために必要

な事項を審議するほか、これに関し」とある

のは「次項の規定による有線テレビジョン放

一号の五」に改める。

(有線ラジオ放送業務の運用に関する法律の一部改正)

第八条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十四条第三項」を「第三

条の二第一項」に改める。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第九条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第九条第一項第一号ハ」を「第二条第二号の五」に、「第四十四条第六項」を「第三条の二第四項」に、「第四条第一項」を「第二条第三号の二」に改める。

第十七条第二項中「第四条、第四十四条第三項、第四十四条の二」を「第三条の二第一項、第三条の三、第四条」に改め、同項に後段として二条第三号の二」に改める。

第十七条第三項を次のように加える。

この場合において、同法第三条の三第二項

中「郵政省令で定めるところにより、これを公表しなければならない」とあるのは、「これ

を公表しなければならない」と読み替えるものとする。

第十七条第四項を次のように改める。

4 放送法第三条の四第二項から第四項まで並

びに第五十一条第一項及び第二項の規定は、

審議機関について準用する。この場合において、同法第三条の四第二項中「放送事業者の

諸間に応じ、放送番組の適正を図るために必要

な事項を審議するほか、これに関し」とある

のは「次項の規定による有線テレビジョン放

送事業者の諮問に応じて答申するほか、放送番組の適正を図るため必要があると認めるとときは」と、同法第五十一条第一項中「委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあっては、郵政省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「委員七人」と、同法第二項中「当該一般放送事業者が委嘱する。」とあるのは「有線テレビジョン放送事業者が委嘱する。この場合において、その三分の一以内は、当該有線テレビジョン放送事業者の役員又は職員をもつて充てができるものとし、当該役員又は職員をもつて充てられた委員以外の委員は、当該有線テレビジョン放送の業務区域内に住所を有する者でなければならぬ。」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十五条第二項中「第四条、第四十四条第三項、第四十四条の二」を「第三条の二第一項、第三条の三、第四条」に、「第四十四条の四第一項若しくは第三項」を「第三条の四第二項若しくは第四項」に改める。

理由

放送の健全な発達を図るために、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組審議機関に関する規定を整備する等放送番組の編集等に関する所要の措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設ける等放送に関する法規の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

送事業者の諮問に応じて答申するほか、放送番組の適正を図るため必要があると認めるとときは」と、同法第五十一条第一項中「委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあっては、郵政省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「委員七人」と、同法第二項中「当該一般放送事業者が委嘱する。」とあるのは「有線テレビジョン放送事業者が委嘱する。この場合において、その三分の一以内は、当該有線テレビジョン放送事業者の役員又は職員をもつて充てができるものとし、当該役員又は職員をもつて充てられた委員以外の委員は、当該有線テレビジョン放送の業務区域内に住所を有する者でなければならぬ。」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十五条第二項中「第四条、第四十四条第三項、第四十四条の二」を「第三条の二第一項、第三条の三、第四条」に、「第四十四条の四第一項若しくは第三項」を「第三条の四第二項若しくは第四項」に改める。

理由

放送の健全な発達を図るために、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組審議機関に関する規定を整備する等放送番組の編集等に関する所要の措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を設ける等放送に関する法規の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案は、放送の健全な発達を図るために、放送番組審議機関に関する規定を整備する等放送番組の編集等に関する規定を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を講じる。この場合において、その三分の一以内は、当該有線テレビジョン放送事業者の役員又は職員をもつて充てができるものとし、当該役員又は職員をもつて充てられた委員以外の委員は、当該有線テレビジョン放送の業務区域内に住所を有する者でなければならぬ。」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十五条第二項中「第四条、第四十四条第三項、第四十四条の二」を「第三条の二第一項、第三条の三、第四条」に、「第四十四条の四第一項若しくは第三項」を「第三条の四第二項若しくは第四項」に改める。

理由

放送の健全な発達を図るために、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組審議機関に関する規定を整備する等放送番組の編集等に関する所要の措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を設ける等放送に関する法規の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

見述べた事項があるときは、その概要を公表しなければならないこととする」と等審議機関に関する規定を整備すること。

(3) 経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的のための一定の放送を専ら行う放送事業者については、番組基準の制定及び審議機関の設置を要しないこととする。

(4) 協会に関する事項

(1) 協会の目的について、豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うほか、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務及び国際放送を行ふことを明らかにすること。

(2) 協会は、郵政大臣の認可を受けて、その保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸すること等の業務を行うことができる」とし、これらの業務に係る経理については、その他の経理とは区分して整理しなければならないこととする。

(3) 理事及び監事の任期を二年とすること。

(4) 協会が郵政大臣に提出する毎事業年度の業務報告書、財務諸表には、監事の意見書を添えなければならないこととする。

(5) 放送事業者は、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）が答申し、又は意

料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととする。

(2) 何人も、契約約款に基づき、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、当該有料放送を受信してはならないこととする。

(3) 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、その有料放送の役務の提供を拒んではならないこととする。

(4) 郵政大臣は、有料放送の役務の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる」とする。

(5) その他

その他規定の整備をすること。

2 電波法の一部改正関係

(1) テレビジョン放送並びに日本放送協会（以下「協会」という。）の中波放送及び超短波放送について、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならないこととする。

(2) 放送事業者は、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）が答申し、又は意

料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととする。

(2) 使用計画は、放送番組審議機関（以下「使用計画」という。）に基づいて、郵政大臣が定める放送用周波数使用計画（以下「使用計画」という。）に基づいて、周波数割当ての可能性を審査することとなるよう、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする」と。

- (二) 免許の有効期間に関する事項
放送局の免許の有効期間について、五年を超えない範囲内において郵政省令で定めることとする。
- (三) その他
その他規定の整備をすること。
- 4 施行期日
この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。ただし、協会の理事及び監事の任期に関する放送法の改正規定等については、昭和六十三年八月一日から施行すること。
- 二 議案の可決理由
本案は、放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設ける等放送に関する法制の整備を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 右報告する。
- 昭和六十三年四月十四日
通信委員長 稲原 俊平
- 衆議院議長 原 健三郎殿
- 〔別紙〕
- 国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の各項に留意して、その実施に努めるべきである。
一 放送普及基本計画の策定に当たつては、広く

国民の意向を踏まえるとともに、放送の多様性、地域性、集中排除の理念の確保に十分配意し、放送の計画的な普及発達に資するような内容のものとすること。

一 放送法の施行に当たつては、国民の意向を十分反映するとともに、放送事業者の放送番組編集の自由を最大限に尊重すること。

一 今後、高度情報社会における国民のニーズの一多様化、高度化が一層推進されることを受けて、國民の意向を踏まえて新たな放送制度のあり方について見直しを含め検討を進めること。
なお、必要な都度、適時適切に対処すること。

一 放送の有する社会的機能の重要性にかんがみ、放送の地域間格差の早期是正及び難視聴の解消を図り、放送の普及の推進に一層努めること。

第一項中「第七十二条の二」を「第七十二条の三」と改める。

第四十一条第一項第一号中「被保険者」の下に「(以下「一般被保険者」という。)」を加える。

第五十条第一項中「第十一項」の下に「並びに第五十四条の二第三項」を加える。

第五十四条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項中前項を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項に規定する場合において、被保険者が被保険者資格証明書を提出しないで療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受け、被保険者資格証明書を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、保険者は、療養費を支給するものとする。

第五十四条の二第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により支給する療養費は、特別療養費と称する。

3 第三十六条第二項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十八条、第四十九条並びに第五十三条第一項、第四十八条、第四十九条並びに第五十三条第二項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十八条、第四十九条並びに第五十三条第一項及び第五項の規定は、療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給並びに当該療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「特定療養費の額」と、「健康保険法第四十四条第二項」とあるのは、「被保険者証が交付されたるならば療養の給付を受けることができる場

合は健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第四十四条第二項」に読み替えるほか、その他の規定に関し必要なとができる場合とされるべきである。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 指定市町村の安定化計画
第六十八条の二 厚生大臣は、毎年度につき、政令の定めるところにより、療養の給付並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」という。)の納付に要する費用(以下この条において「療養の給付等に要する費用」という。)の額が被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額となると見込まれる市町村であつて、療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を特に講ずる必要があると認められるものを指定市町村として指定する。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、都道府県の意見を聽かなければならぬ。

3 指定市町村は、厚生大臣の定める指針に従い、国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画(以下「安定化計画」という。)を定めるとともに、その安定化計画に従い、療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を講じなければならない。

4 指定市町村は、前項に規定する措置を講じたてば、他の市町村、組合、第六条第一

「家族療養費」を「特定療養費、家族療養費又は特別療養費（国民健康保険法第五十四条の二第二項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。）」と、「又は家族療養費の額」と「家庭療養費の額又は特別療養費の額」に改め、「相当する部分」の下に「（特別療養費の額）」に改め、該部にあつては、当該部分であることにつき大臣令で定めるところにより証明がされたものに限る。」を加える。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六条第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の同法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお從前の例による。

（地方税法の一部改正）
第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「特定療養費又は家庭療養費」を「特定療養費、家庭療養費又は特別療養費（国民健康保険法第五十四条の二第二項に規定する特別療養費をいう。以下本項において同じ。）」と、「又は家庭療養費の額」を「家庭療養費の額又は特別療養費の額」に改め、「相当する部分」の下に「（特別療養費の額）」に改め、「又は家庭療養費の額」と「家庭療養費の額又は特別療養費の額」に限る。」を加える。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第九条 前条の規定による改正後の地方税法第七

十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第一項の規定は、施行日以後に行われる前条の規定による改正後の同法第七十二条の十四第一項に規定する療養の給付について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の同法第七十二条の十四第一項に規定する療養の給付について適用し、施行日前においては、なお從前の例による。

理由

国民健康保険事業の運営の安定化を図るために、市町村が必要な措置を講ずることとする理由である。

国民健康保険事業の運営の安定化を図るために、市町村が必要な措置を講ずることとする理由である。

年度における保険財政の基盤の安定のための措置及び高額医療費共同事業に対する助成等について所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 指定市町村（厚生大臣が毎年度につき指定する療養の給付費等が著しく多額な市町村をいう。以下同じ。）は、安定化計画を定めるとともに、他の保険者等と連携を図りつつ、安定化計画に従い、給付費等の適正化等運営の

安定化のための措置を講ずることとする」と。この場合において、国及び都道府県は、安定化計画の作成に必要な援助及びその達成に必要な措置を講ずることとする。

2 安定化計画の実施状況を踏まえ、指定市町村の療養の給付費等が特別の事情を勘案してもなお年齢構成等を基に定める基準を超える場合、その超える給付費等の一定部分について、指定年度の翌々年度において、国、都道府県及び市町村はそれぞれ六分の一ずつ負担することとする。

3 昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、市町村は、保険料（税）の軽減相当額を基礎として算定した額を一般会計から繰り入れることとし、国はその額の二分の一を、都道府県はその額の四分の一をそれぞれ負担することとする。

4 国及び都道府県は、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、国民健康保険団体連合会に対し、高額医療費共同事業に要する費用の一部を補助することができる」とする。

5 被保険者資格証明書の交付を受けている場合の療養について、社会保険診療の扱いとすることその他老人保健医療費提出金に係る国庫負担率を調整する等所要の改正を行うこと。

6 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

国民健康保険事業の運営の安定化を図るために、療養の給付等に要する費用が著しく多額となると見込まれる市町村について安定化計画を作成させ、当該計画の達成のために国、都道府県及び当該市町村が必要な措置を講ずることとともに、昭和六十三年度及び昭和六十四年度における市町村が必要な措置を講ずることとするとともに、昭和六十三年度及び昭和六十四年度における国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置として、国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の共同事業を行なう国民健康保険団体連合会に対する国及び都道府県の助成等について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 本案施行に要する経費
昭和六十三年度一般会計予算（厚生省所管）において、国民健康保険の国庫負担の改正による支出減は四百五十億円の見込みであるが、別途地方財政対策としての地方交付税の特例附加算措置（自治省所管）により、昭和六十三年度一般会計予算で百億円の支出増の見込みである。

右報告する。
昭和六十三年四月十四日
社会労働委員長 稲垣 実男

本案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、療養の給付等に要する費用が著しく多くなると見込まれる市町村について安定化計画を作成させ、その計画の達成のために、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずることとする。

及び地方公共団体が必要な措置を講ずることとするとともに、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、国民健康保険団体連合会に対し、高額医療費共同事業に要する費用の一部を補助することができる」とする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の地方税法第七

官報（外号）

〔別紙〕

(小字及び
—は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

〔別紙〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 長寿社会を展望した国民福祉の将来ビジョン

を明確にするよう努めること。

二 昭和六十四年度においても、昭和六十三年度と同様に地方公共団体の負担について、所要の財源措置を講ずること。

三 改正後の国民健康保険事業の運営の状況を踏まえ、地方財政に支障が生じないよう、国民健

康保険の安定的運営のために必要な助成に努めること。

四 国民健康保険制度の長期的安定を図るために必要な措置について、国と地方の役割分担等を含め幅広く検討を行い、その結果に基づいて、昭和六十五年度から抜本改革を行うこと。

五 医療保険制度の給付と負担の公平化を図るために、各制度において運営の安定化を確保するなどその条件整備に努めること。

六 国民健康保険組合について、今後とも健全な運営が図られるよう十分配慮すること。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年二月一日

内閣総理大臣 竹下 登

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

附則

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正す

る。

附則第三項中「昭和六十二年度まで」を「昭和六十七年度まで」に、「及び昭和六十二年度」を「から昭和六十三年度までの各年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項の昭和六十三年度に係る規定は、昭和六十三年度の予算に係る国の負担並びに昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる國の負担及び昭和六十三年度の歳出予算に係る國の負担で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

3 新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十二年度まで」を「昭和六十三年度まで」に、「及び昭和六十二年度」を「から昭和六十三年度までの各年度」に改める。

(水源地域対策特別措置法の一部改正) 第百八号の一部を次のように改正する。

(水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百八号)の一部を次のように改正する。)

4 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第一号に掲げるものについて

は昭和六十年度及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る部分に、第

四号に掲げるものについては昭和六十年度並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度を第一号及び第四号に掲げるものについては、昭和六十七年度まで」「に、「及び昭和六十二年度」を「から昭和六十三年度までの各年度」に改める。

附則第七項中「及び昭和六十二年度」を「から昭和六十三年度までの各年度」に、「昭和六十二年度まで」を「昭和六十三年度まで」に改める。

の特別措置を継続しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 児童生徒急増市町村が設置する小・中学校校舎の新・増築費に係る國の負担割合の特別措置(三分の二)を昭和六十七年度まで継続すること。ただし、その負担割合は、昭和六十年度にあつては、十分の五・五とすること。

2 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

3 その他関係法律の規定を整備すること。

4 この法律の修正案を整備すること。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

二 改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

三 本案施行に要する経費

四 昭和六十三年度一般会計予算に、公立文教の施設整備に必要な経費として、二十二億一千五百円が計上されている。

五 右報告する。

昭和六十三年四月十五日

衆議院議長 原 健三郎殿

文教委員長 中村 靖

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日 昭和六十三年四月一日から施行する。

〔別紙〕

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

義務教育諸学校教育における施設の果たす役割の重要性にかんがみ、政府は次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 児童生徒急増市町村の小・中学校校舎の新・増築費に係る国の負担割合の特例措置について、昭和六十四年度以降その完全実施に努めること。
- 二 児童生徒急増市町村等における小・中学校施設整備事業について、その必要事業量等の確保に努めること。
- 三 公立文教施設の整備については、教育方法の多様化への対応等その質的整備の充実に努めること。
- 四 危険建物改築事業に係る補助基準の緩和措置の恒常化に努めること。